

別記様式第 10 号（法第 7 条第 9 項関係）

（認定）生産方式革新実施計画の概要

<u>認定日</u> 令和 7 年 3 月 21 日	<u>実施期間</u> 令和 7 年 4 月 ～ 令和 12 年 3 月
<u>申請者（代表者）</u> 小野 善久	<u>都道府県</u> 岡山県
<u>生産方式革新事業活動の実施体制</u> 責任者 小野 善久 生産部門担当 小野 善久、別府 亨、永田 隆志 <input checked="" type="checkbox"/> スマート農業技術活用サービス事業者（オノファクトリー） <input type="checkbox"/> 食品等事業者（ ）	

生産方式革新事業活動の内容

<u>目標／解決すべき課題（経営上の課題）</u> ・人手不足による業務効率が悪いことで、生産過程での作業工程が多く、作業時間のロスが大きい。このことから収益を逸失していることが考えられる。さらに規模拡大していくに当たり、作業時間のロスはかなりのデメリットとなっている。 ・当面の課題として、生産過程での作業工程の見直しを行い、省力化を図り作業効率を改善することが必要。	
<u>対象品目</u>	水稻
<u>活用するスマート農業技術</u>	農業用ドローン 栽培管理支援システム
<u>導入する新たな生産の方式</u>	
<input checked="" type="checkbox"/> イ	ほ場の形状、栽培又は飼養の方法、品種等
<input type="checkbox"/> ロ	機械化体系に適合した農産物の出荷方法
<input checked="" type="checkbox"/> ハ	データの共有等を通じた有効な活用方法
<input type="checkbox"/> ニ	その他
<u>（内容）</u> イ 移植栽培から直播栽培へ変更し、ドローン直播に適した品種の導入と水管理、施肥管理等栽培方式を変更 ハ データの共有による適期管理を行い作業効率を向上	
<u>スマート農業技術と新たな生産の方式の導入内容の関連性</u> 促進事業者と連携し、ドローンの直播栽培への変換を行うことで、労力の省力化を図り、生産効率を向上させる。また栽培管理支援システムから得られる生育状況等のデータと営農管理支援システムを連動させることで、適期作業を行うことが可能となり、作業量の低減と収穫量の増加を図る。	

【活用予定の特例措置】

- 日本政策金融公庫の長期・低利の資金（スマート農業技術活用促進資金）の貸付け
- 税制特例（スマート農業技術活用投資促進税制）
- 農地法の特例（農地法第 43 条第 1 項の届出に関する手続のワンストップ化）
- 航空法の特例（ドローンの飛行許可に関する手続のワンストップ化）
- 野菜生産出荷安定法の特例（契約指定野菜安定供給事業の適用）